

地域雇用開発助成金

のご案内

高知県下で創業等をお考えの事業主の皆様へ

地域雇用開発助成金は「同意雇用開発促進地域（求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域）」において、事業所の設置・設備に伴い地域の求職者等を雇い入れた事業主に対して支給する助成金です。

「同意雇用開発促進地域」として令和元年9月9日から指定されていた高知県下（※高知公共職業安定所管内を除く）の指定期間は、**令和4年8月31日まで**となっています。

地域雇用開発助成金を活用し創業等を行うことをお考えの事業主の皆様におかれましては、**令和4年8月31日（水）までに、地域雇用開発助成金計画書を管轄の公共職業安定所（ハローワーク）まで提出していただきますようお願いいたします。**

* 過疎等雇用改善地域（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第112条第2項第1号イ（2）の規定に基づく厚生労働大臣指定地域）に該当する宿毛市、土佐清水市、四万十市（旧幡多郡西土佐村の区域）いの町、大月町、三原村、黒潮町は指定期間である令和5年3月31日までは当該助成金の利用は可能です。

* 詳細、ご不明な点等については、各ハローワーク、高知労働局までお問い合わせください。



ハローワーク高知（雇用サービス部門）	TEL 088-878-5328
ハローワーク須崎	TEL 0889-42-2566
ハローワーク四万十	TEL 0880-34-1155
ハローワーク安芸	TEL 0887-34-2111
高知労働局職業安定部 職業対策課	TEL 088-885-6052